

## 第430回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和4年1月11日（火）
- 2 開催年月日 令和4年2月9日（水）午後1時30分から午後2時30分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館 5階大会議室
- 4 出席者

### 委員（11名）

大井誠治会長、渡部容子委員、熊谷正樹委員、八木橋美紀委員、砂田光保委員、小川原泉委員、亙理榮好委員、三田地和彦委員、藏徳平委員、湊謙委員、齋藤千加子委員

[欠席4名：金澤秀男委員、自健一郎委員、菅野信弘委員、平井俊朗委員]

### 岩手県

山口水産担当技監兼水産振興課総括課長、阿部漁業調整課長、小川特命課長、遠藤主任主査、山根技師、大内技師

### 事務局

前川事務局長、日向事務局次長、田中主査

### 傍聴者

なし

### 報道関係者

読売新聞社 西村魁

## 5 委員会の議事

第1号議案 令和4管理年度における岩手県の特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量について（諮問）

第2号議案 漁業の許可の有効期間を短縮して許可することについて（諮問）

第3号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

第4号議案 令和4年度底はえ縄漁業の操業制限に関する委員会指示について

報告事項 「岩手県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則」及び「岩手県特定水産資源の採捕の停止等に関する規則」の制定について

## 6 委員会の経過

### 前川事務局長

それでは、定刻になりましたので、会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

### 大井会長

それではただ今から、第430回岩手海区漁業調整委員会を開催をいたします。開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、御多忙中のところ、御出席をいただきありがとうございます。また、県の方々にも、出席をいただき、御苦勞様でございます。

さて、本日の御審議いただく議案でございますが、「令和4管理年度における岩手県の特定水産資源の漁獲可能量」のほか2件の県からの諮問と、「底はえ縄漁業の操業制限」に関する委員会指示の1件の合計4件でございます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。開会に当りましての挨拶といたします。大変ご苦勞様ございました。

#### 前川事務局長

どうもありがとうございました。それでは、これからの議事進行につきましては会長にお願いいたします。

#### 大井会長

はい、それでは議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。本日は、金澤委員、梶委員、菅野委員、平井委員の4名が欠席でございますが、11名の委員に出席をいただいておりますので、会議は成立いたします。

次に議事録署名委員についてでございますが、岩手海区漁業調整委員会会議規程第8条の第2項の規定により、私から指名させていただきます。議事録署名委員といたしまして、藏徳平委員と斎藤千加子委員にお二人をお願いいたします。よろしくお願いたします。

#### 大井会長

それでは第1号議案でございますが、「令和4管理年度における岩手県の特定水産資源(すけとうだら太平洋系群、するめいか、くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚))の漁獲可能量について(諮問)」を上程します。事務局から説明をお願いします。

#### 前川事務局長

はい、それでは第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。第1号議案「令和4管理年度における岩手県の特定水産資源(すけとうだら太平洋系群、するめいか、くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚))の漁獲可能量について(諮問)」。

要旨、岩手県知事から漁業法(昭和24年法律第267号)第15条第4項の規定により、農林水産大臣からすけとうだら太平洋系群、するめいか、くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)の本県漁獲可能量に係る通知があったことから、同法第16条第1項の規定による知事管理漁獲可能量を定めるに当たり、同条第2項の規定により当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します漁業法の規定について御説明しますので、資料の10ページを御覧願います。一番最後のページになります。漁業法の抜粋になります。第15条第1項において、農林水産大臣は、特定水産資源ごと及びその管理年度ごとに、次に掲げる数量を定めることとされ、同項第2号で、漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量、いわゆる都道府県別漁獲可能量を定めることが規定されております。また、この都道府県別漁獲可能量を定めたときは、同条第4項で、その数量を当該都道府県知事に通

知することが規定されております。

さらに、次の第16条第1項において、農林水産大臣から通知のあった都道府県別漁獲可能量について、都道府県知事は、知事管理区分に配分する数量、いわゆる知事管理漁獲可能量を定めるものとするとして、同条第2項で、この知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されておりますことから、これが今般の諮問の法的根拠となるものでございます。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明いたします。1ページを御覧願います。令和4年2月2日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、「令和4管理年度における岩手県の特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量について（諮問）」。その後の本文の内容につきましては、先ほど御説明いたしました農林水産大臣からの通知、知事管理漁獲可能量を定めるに当たっての漁業法の関係規定が記載され、結びに「貴委員会の意見を求めます。」となっております。

なお、諮問内容の詳細につきましては県水産振興課から御説明をお願いいたします。

#### 小川特命課長

水産振興課の小川と申します。御説明をさせていただきます。それでは、資料の3ページ目の表を御覧願います。農林水産大臣から、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4管理年度におけるくろまぐろの岩手県漁獲可能量を、小型魚を78.8トン、大型魚を54.9トンとする通知がありました。

次に、4ページ目の表を御覧願います。農林水産大臣から、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4管理年度におけるすけとうだら太平洋系群及びするめいかの岩手県漁獲可能量を、それぞれ現行水準とする意見照会がありました。通常は、くろまぐろの事例と同様に、漁業法第15条第4項に基づく農林水産大臣からの通知をもって本海区委員会にお諮りするところですが、都道府県別漁獲可能量は、昨日開催されました国の水産政策審議会資源管理分科会への諮問を経て告示されるため、今回先んじて発出されました農林水産大臣の意見照会をもって、お諮りするものでございます。なお、すけとうだら太平洋系群及びするめいかの現行水準とは、岩手県の現行水準の漁獲量であれば、その資源に与える影響は少ないものとして配分数量を明示せず、目安となる数量を示して配分されるものでございます。

5ページ目を御覧願います。岩手県の資源管理方針を示した岩手県資源管理方針でございます。第2の所で、知事管理区分は、水域、対象とする漁業、漁獲可能期間を定めることとしており、第3の所で漁獲可能量の配分の基準を定めることとしています。

6ページ目を御覧ください。くろまぐろ（大型魚）の具体的な資源管理方針別紙1—4でございます。第2で中西部太平洋条約海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕する全ての漁業に対し、第3の1で、95パーセント（1キログラム未満の漁獲可能量がある場合は、1キログラムに切上げ）を岩手県くろまぐろ（大型魚）漁業へ配分し、残り

を県の留保分に充てるとあります。

7ページ目を御覧願います。くろまぐろ（小型魚）の具体的な資源管理方針別紙1－5です。第2及び第3の内容は、くろまぐろ（大型魚）と同様でございます。

8ページ目を御覧願います。するめいかの具体的な資源管理方針別紙1－6でございます。第2でするめいかの採捕を行う水域において、するめいかを採捕する全ての漁業に対し、第3で全量を岩手県するめいか漁業に配分するとあります。

9ページ目を御覧願います。すけとうだら太平洋系群の具体的な資源管理方針別紙1－7でございます。第2で、すけとうだら太平洋系群の採捕を行う水域においてすけとうだら太平洋系群を採捕する全ての漁業に対し、第3で全量を岩手県すけとうだら漁業に配分するとあります。

戻って2ページ目を御覧願います。岩手県知事管理漁獲可能量を示す案文でございます。表を御覧願います。特定水産資源、管理区分、採捕に係る水域、管理の手法については記載のとおりでございます。

すけとうだら太平洋系群及びするめいかの知事管理漁獲可能量は、県の留保を行わず、全量である現行水準をそれぞれの全ての漁業へ配分するものでございます。

また、くろまぐろ（小型魚）の知事管理漁獲可能量は、95パーセントに当たる74.86トン全ての同漁業へ配分し、県の留保は残り3.94トン、くろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量は、95パーセントに当たる52.155トン全ての同漁業へ配分し、県の留保は残り2.745トンと定めようとする案です。

なお、今回お示しした案文は、漁獲可能量の当初設定でございますが、当初設定の後、漁獲可能量の変更があった場合には、令和3年7月15日に開催された第427回岩手海区漁業調整委員会においてお諮りした事例と同様に、岩手県資源管理方針に則り、機械的に知事管理漁獲可能量と県の留保に配分し、事後の海区漁業調整委員会で御報告させていただくことについても併せてお諮りさせていただきます。

以上が説明となりますが、今回の漁獲可能量を定めようとするに当たり、諮問の内容の変更を伴わない字句の修正につきましては、県に御一任いただくようお願いいたします。

それでは、御審議のほど、よろしく願いいたします。

## 大井会長

はい、ありがとうございます。ただ今、第1号議案について事務局及び県からの説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等ございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

## 大井会長

ございませんか。

(湊委員、挙手)

## 湊委員

はい、すみません。委員長すみません。

大井会長

はい。

湊委員

数量はまあこれで良い訳なのですが、大型まぐろ、延縄でも獲らせるようにして、大船渡市場へ結構揚がっているようでしたけど、どれくらいの数量が揚がっているのですか。

(小川特命課長、挙手)

大井会長

はい、どうぞ。

小川特命課長

はい、1月末現在で約35トン水揚げがございます。

湊委員

どうもありがとうございます。

大井会長

よろしいですか。

湊委員

はい。

大井会長

ほか、ございませんか。

大井会長

なければ、第1号議案についてお諮りをいたします。第1号議案「令和4管理年度における岩手県の特水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量について」、異議のない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議のない旨、答申することに決定をいたします。

---

第1号議案終了

---

大井会長

それでは続きまして、第2号議案でございます。「漁業の許可の有効期間を短縮して許可することについて（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

前川事務局長

はい、それでは第2号議案について御説明いたしますので、青色の表紙の資料を御準備願います。第2号議案「漁業の許可の有効期間を短縮して許可することについて（諮問）」。要旨、岩手県知事から、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第1項に規定する漁業のうち、県内船に対する中型まき網漁業、岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第4条第1項各号に規定する漁業のうち、県内船等に対するあわび漁業、なまこ漁業、小型まき網漁業、かじき等流し網漁業、いか釣り漁業、さけはえ縄漁業、いるか突棒漁業及び小型定置網漁業の許可並びに県外船に対するかじき等流し網漁業、さんま棒受網漁業、いか釣り漁業及びいるか突棒漁業の許可に当たり、同規則第15条第1項の規定に関わらず、漁業の許可の有効期間を短縮して許可したいので、同規則第15条第2項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します法令上の規定について御説明いたしますので、7ページを御覧願います。今般、諮問の対象となっている漁業につきましては、ゴシックで表記し下線を引いておりますが、上段の漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条で規定している中型まき網漁業と、その下の岩手県漁業調整規則第4条で規定しているあわび漁業から小型定置網漁業までの計10種類の漁業となっております。

次に、8ページを御覧願います。第15条第1項に漁業の許可の有効期間が規定されておりますが、漁業種類によって5年、3年あるいは1年となっております。また、この有効期間について、同条第2項において、「知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。」と規定されておまして、この規定が知事からの諮問の根拠となっているものでございます。

それでは、知事からの諮問の内容について御説明いたしますので、1ページを御覧願います。令和4年1月26日付けで、岩手県知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、「漁業の許可の有効期間を短縮して許可することについて（諮問）」。その後の本文の内容につきましては、先ほど御説明いたしました諮問の根拠となる省令及び県規則において規定されている知事の許可を必要とする漁業のうち、令和4年度中に許可が予定されている漁業種類が列記され、結びに「許可に当たっては、同規則第15条第1項の規定にかかわらず、別紙のとおり漁業許可の有効期間を短縮して許可したいので、同規則第15条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。」となっております。

なお、諮問内容の詳細につきましては県水産振興課から御説明をお願いいたします。

#### 阿部漁業調整課長

それでは、諮問の内容を説明させていただきます。お手元の資料の5ページをお開き願います。こちらに参考資料といたしまして、知事許可漁業の許可の有効期間の一覧を示してございます。この表は、県内船に係る許可の一覧でございまして、列の中ほど「今

回諮問」の項目欄に丸印が付いているもの、この漁業種類の有効期間を短縮しようとするものでございます。具体的には、表の左に漁業種類を示していますが、上から中型まき網漁業、あわび漁業、なまこ漁業、小型まき網漁業、かじき等流し網漁業、いか釣り漁業、さけはえ縄漁業、いるか突棒漁業、小型定置網漁業、こちらが該当するものでございます。

次に6ページを御覧ください。こちらは県内船等と同様に、県外船の有効期間を短縮するものです。上から、かじき等流し網漁業、さんま棒受網漁業、いか釣り漁業、いるか突棒漁業が該当します。

それでは、有効期間を短縮する理由等を説明しますので、お手元の資料2ページにお戻り願います。まず1番目の一斉更新において有効期間を短縮するものということで、いずれも一斉更新の際に複数の漁船にまとめて許可する場合の有効期間を短縮するものでございます。

まず、(1)の県内船等に係る漁業の許可についてでございますが、あわび漁業となまこ漁業につきましては、通常の特許の有効期間1年のところ、密漁防止の観点から、実際の漁期となる数ヶ月に限って許可しようとするものでございます。続きまして、さけはえ縄漁業でございますが、こちら通常の特許の有効期間は1年のところ、漁業調整の観点から国の通達により最長1年というふうに指導されておりました、実際の漁期となる数ヶ月に限って許可しようとするものでございます。最後、小型定置網漁業でございますが、こちらにつきましては通常の特許の有効期間、許可の有効期間、これは5年となりますが、令和5年度に定置網の漁業権の一斉切替えが予定されていることから、漁業調整上、小型定置網の切替えと許可の有効期間の満了日、これを揃えるということで、現行の小型定置網の漁業権の有効期間が満了する令和5年8月31日に併せて許可するものでございます。

続きまして、(2)の県外船に係る許可でございます。さんま棒受網漁業、いか釣り漁業、いるか突棒漁業のいずれにおきましても、通常の特許の有効期間3年となりますが、本県漁船が他県沖合で入会して操業する場合、他県からは、本県船に対し有効期間1年ということで許可されていますことから、漁業調整上、本県も同様に他県船への許可は、有効期間1年とするものでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。2番目の一斉更新日の翌日以降において有効期間を短縮するものでございます。こちらにつきましては、許可の一斉更新日の後に許可する場合の有効期間を短縮するものでございます。例えば、許可の一斉更新で許可枠に残枠が生じた場合に、漁業者からの要望によりまして許可期間中に追加で許可する場合などがありますが、その際に、先に一斉更新した許可と後から追加する許可、双方の有効期間の満了日を同じくしようとするものでございます。

まず、(1)の県内船等に係る漁業の許可についてでございますが、こちらにつきましては、令和4年度中に有効期間が満了する予定の中型まき網漁業、あわび漁業、なまこ

漁業、小型まき網漁業、かじき等流し網漁業、いか釣り漁業、さけはえ縄漁業、いるか突棒漁業、小型定置網漁業につきまして、一斉更新日の翌日以降に許可する場合は、漁業調整上、許可の有効期間の満了日が同じとなるように取り扱うものです。

最後に4ページを御覧ください。県外船に係る漁業の許可についてでございます。県外船に係るかじき等流し網漁業、さんま棒受網漁業、いか釣り漁業、いるか突棒漁業許可でございますが、こちらも同様に、一斉更新日の翌日以降に許可する場合は、漁業調整上、許可の有効期間の満了日が同じになるように調整するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますよう、お願いします。

#### 大井会長

ただ今、第2号議案について事務局及び県から説明がございましたが、これについて、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思えます。

(「ありません」の声)

#### 大井会長

よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

#### 大井会長

御意見等なければ、第2号議案についてお諮りをいたします。第2号議案「漁業の許可の有効期間を短縮して許可することについて」、異議ない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

#### 大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議のない旨、答申することに決定をいたします。

---

#### 第2号議案終了

---

#### 大井会長

それでは続きまして、第3号議案でございます。これは、「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」を上程します。事務局から説明をお願いいたします。

#### 前川事務局長

はい、それでは第3号議案について御説明いたしますので、黄色い表紙の資料を御準備願います。第3号議案「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」。要旨、岩手県知事から、岩手県漁業調整規則第4条第1項第8号及び第11号に掲げる知事許可漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、当委員会の意見を求められているものでござ



います。

初めに、本議案に関連します法令の内容について御説明いたしますので、資料9ページを御覧願います。漁業法の抜粋になります。第42条第1項において、都道府県知事は、許可又は起業の認可をしようとするときは、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の規則で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならないこと、また、第3項では、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないことが規定されております。

ページを戻っていただきまして、7ページ、8ページに岩手県漁業調整規則の抜粋をお示ししております。まず、7ページの第4条第1項に、知事の許可を要する漁業について規定されておりますが、今般の諮問の対象となります漁業につきましては、ゴシツクで下線を引いている箇所、第8号のさんま棒受網漁業と第11号のいか釣り漁業になります。

次に、8ページになりますが、第11条第1項で、先ほど御説明いたしました漁業法第42条第1項のその他の規則で定める事項として、第1号の漁業種類から第6号の漁業者の資格まで、具体的に規定されております。更に、同条第3項において、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されておまして、この規定と前段の漁業法第42条第3項の規定が、知事からの諮問の根拠となっているものでございます。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明いたします。1ページを御覧願います。令和4年1月25日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」。その後の本文の内容につきましては、先ほど御説明いたしました諮問の根拠となる岩手県漁業調整規則及び漁業法の関係条項が記載され、結びに「貴委員会の意見を求めます。」となっております。

なお、制限措置等の内容の詳細につきましては、県水産振興課から御説明を願います。

#### **阿部漁業調整課長**

それでは諮問の内容を御説明させていただきます。お手元の資料の5ページをお開きください。資料の上から、1番目の趣旨でございますが、改正漁業法が令和2年12月1日に施行されておまして、先ほど事務局から説明がありましたとおり、知事許可漁業の新たな事務手続きとして、許可する数等の制限措置等を予め公示しまして、申請を募集する必要がございます。

今回の諮問は、対象となる知事許可漁業の制限措置等を定めることをご諮りするものでございます。

2番目の制限措置を御覧ください。法改正前におきまして、知事許可漁業の事務手続きは、県が策定しました許可等の取扱方針を根拠としておりましたが、法改正によりましてこれまでの取扱方針の一部を新たに制限措置として定めることになってございます。具体的には、表の真ん中の列、網掛けしましたが、許可又は起業の認可をすべき船舶等や漁業者の数、漁業者の資格、漁業種類、船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、こちらが該当するものでございます。

6ページの3、今回の対象漁業を御覧ください。今回の対象となる漁業種類は、さんま棒受網漁業、こちら県外船になります。後は、いか釣り漁業、こちら県外船になります。

それでは許可申請を募集するに当たりまして、特に重要となります許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、いわゆる許可枠と申しますが、その考え方を御説明します。

まず、さんま棒受網漁業でございますが、当該漁業は道県ごとに相互の許可枠の調整を行ってきた経緯を踏まえまして、許可を受けたいという要望が、北海道が7、三重県が2の合計9となりまして、いずれの道県でも許可枠の範囲内となりますので、今回、制限措置として公示する数も合計9ということになります。

次に、いか釣り漁業でございますが、こちらにつきましても道県ごとの相互の許可枠の調整を行っていましたが、許可を受けたいという要望が、北海道が73、青森県140、宮城県9、山形県、新潟県、石川県がそれぞれ1、福井県3、鳥取県4、長崎県2となっております。北海道と鳥取県を除く県では要望数が許可枠の範囲内となりますので、要望数をそのまま公示しようとするものでございます。北海道と鳥取県につきましては要望数が許可枠を超えておりますが、北海道は、これまでどおり許可枠を66に絞って公示しようとするものでございます。鳥取県につきましては、本県と相互に入会隻数を1隻ずつ増加するというので、業界間の事前調整が行われておりますことから、これまでの許可枠を1増やすこととして、要望どおり4を公示しようとするものでございます。

次に資料2ページにお戻り願います。こちらに、今回諮問するさんま棒受網漁業といか釣り漁業の制限措置等の公示案を示してございます。2ページにおきまして、表にさんま棒受網漁業の制限措置の内容を整理しておりまして、表の一番右側に、先ほど説明した道県別の許可枠を示してございます。(2)には許可申請の受付期間、(3)には備考として許可の有効期間及び許可の条件を示してございます。

次に3ページを御覧願います。こちらには、いか釣り漁業の制限措置の内容を整理しておりまして、一番右側に先ほどお示した道県別の許可枠を示してございます。(2)と(3)については、先ほどと同様でございます。

説明は以上になります。よろしく御審議を賜りますよう、よろしく申し上げます。

## 大井会長

ただ今、第3号議案につきまして事務局及び県から説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたい

と思います。

**大井会長**

ございませんか。

(「ありません」、「なし」の声)

**大井会長**

はい、御意見等なければ、第3号議案についてお諮りいたします。

第3号議案「知事許可漁業の制限措置等について」、異議のない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

**大井会長**

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、異議のない旨、答申することに決定をいたします。

---

第3号議案終了

---

**大井会長**

それでは続きまして、第4号議案でございます。これは、「令和4年度底はえ縄漁業の操業制限に関する委員会指示について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

**田中主査**

はい、それでは第4号議案を御説明いたしますので、緑色の表紙の資料を御準備願います。第4号議案「令和4年度底はえ縄漁業の操業制限に関する委員会指示について」。要旨、県北海域における底はえ縄漁業の操業秩序の維持のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、底はえ縄漁業の操業制限に関する委員会指示を発動しようとするものでございます。

最初に7ページを御覧願います。上段に本委員会指示発動の経緯を記載しておりますが、本委員会指示は、本県と青森県の県境海域の漁場利用調整において、岩手県沿岸漁船漁業組合及び岩手県漁業協同組合連合会から、県北海域における本県船による底はえ縄漁業の安定した操業を確保するための要望を受けまして、平成20年11月から底はえ縄漁業を届出制とする委員会指示を発動しているものでございます。その後、内容の見直し等を行いながら指示を継続し、平成22年4月以降は現行の委員会指示とほぼ同じ内容で毎年度、委員会指示を発動しているところでございます。

次に8ページを御覧願います。この度、令和4年度の底はえ縄漁業の操業に関しましても、両団体から要望書が提出されております。8ページから9ページには、令和4年1月14日付けで提出のありました岩手県沿岸漁船漁業組合からの要望書の写しを、10ページには、令和4年1月21日付けの岩手県漁業協同組合連合会からの要望書の写しを添付してございます。いずれも、底はえなわ漁業における操業秩序の維持及び安全操業の

確保のため、引き続き委員会指示を発動するよう要望を受けているものでございます。

続きまして、11ページを御覧願います。11ページから12ページにかけては、令和2年度の操業状況等について届出者から報告がございましたので、今年度の届出状況と合わせて、底はえ縄漁業の現況をお示ししております。

また、13ページから14ページにかけては、底はえ縄漁業の主な漁獲対象であるたら類の県内魚市場での水揚状況について、岩手県水産技術センター水産情報配信システムを基にお示ししておりますので、後ほど御覧願います。

続きまして、4ページを御覧願います。この4ページから6ページにかけてお示ししておりますのは、底はえ縄漁業の操業制限に関する委員会指示について、左側に「旧」として令和3年度の委員会指示を、右側に「新」として令和4年度の委員会指示案を整理した新旧対照表でございます。変更箇所をゴシックで表記し、その下に線を引いております。令和3年度の委員会指示と令和4年度の委員会指示案での変更箇所についてですが、委員会指示番号と指示発動の年月日、そのほか年次年度に係る箇所が変更となっておりますが、内容に係る変更はございません。

それでは1ページを御覧願います。令和4年度の委員会指示案でございます。読み上げます。岩手海区漁業調整委員会指示第 号、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、底はえ縄漁業について、次のとおり制限する。

日付につきましては、本日、御承認いただければ、令和4年2月25日の予定としてでございます。会長名でお出しします。

1の制限期間につきましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとし、これまでと同様に1年間の委員会指示としております。

次に2の操業の届出につきましては、(1)として、次のア及びイのいずれにも該当する者は、使用する漁船ごとに岩手海区漁業調整委員会に底はえ縄漁業操業届出書（様式第1号）により届け出なければならないとし、そのアとして、県内に住所を有する者であって、1の制限期間中に動力漁船を使用する底はえ縄漁業を操業しようとするもの、イとして、岩手県九戸郡洋野町八木北港防波堤灯台の中心点正東線以北の岩手県地先海面で操業しようとする者としております。また、(2)には、届出は所属する漁業協同組合を経由して行うことと、漁業協同組合は様式第2号の総括表を添付することを規定しております。

次に3の届出済証の交付につきましては、委員会は、届出を受理したときは、底はえ縄漁業操業届出書の写しに委員会の公印を押印し、届出者に対し底はえ縄漁業操業届出済証として交付することを規定しております。

4の操業の条件及び制限では、岩手県漁業調整規則第59条の規定を遵守して操業すること、操業ルールを遵守すること、届出済証を漁船に備え付けておくこと、令和5年5月31日までに当委員会に漁獲成績報告書を提出することを規定しております。

5の変更の届出では、届出済証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく届け出る

こと、そして、この変更の届出については、3の届出済証の交付と、4の操業の条件及び制限を準用することを規定しております。

また、次の2ページから3ページには、底はえ縄漁業の操業届出書などの様式をそれぞれ定めております。以上が、指示案となります。

なお、この委員会指示につきましては、県報掲載に当たり県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるようお願いいたします。

以上で第4号議案の説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

#### 大井会長

ただ今、第4号議案について事務局から御説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思えます。

#### 大井会長

よろしいですか。

(「はい」の声)

#### 大井会長

御意見等なければ、第4号議案についてお諮りをいたします。

第4号議案「令和4年度底はえ縄漁業の操業制限に関する委員会指示について」、原案のとおり指示することとし、字句等の修正につきましては、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

#### 大井会長

はい、全員賛成でございますので、原案のとおり指示することに決定をいたします。本日の議案につきましては、以上でございます。

---

第4号議案終了

---

#### 大井会長

それでは次に、「報告事項」に移ります。

報告事項「「岩手県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則」及び「岩手県特定水産資源の採捕の停止等に関する規則」の制定について」、県から説明をお願いいたします。

#### 阿部漁業調整課長

それではお手元の資料の赤色の表紙の資料を御準備お願いします。報告事項と打つてある資料でございます。岩手県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則及び岩手県特定水産資源の採捕の停止等に関する規則の制定について、報告いたします。

まず資料1ページをめくっていただいて、1ページを御覧願います。まず1番の経緯

から説明いたします。令和2年12月に施行されました改正漁業法によりまして、水産資源の管理が強化されておりまして、漁業者は、特定水産資源、いわゆるTAC魚種になります。こちらの漁獲量等の報告を義務付けされております。また、知事につきましては、国から割り当てされたTACの管理を義務付けされているところでございます。県としましては、適正なTAC管理を推進するために、改正漁業法に基づいて、新たに漁獲量等の報告に関する規則と、後は採捕の停止等に関する規則の2つの県規則を制定したところでございます。

ここで、2ページ上段の参考資料の1を御覧願います。本県へのTACの配分状況を表で示してございます。左側の列にTAC魚種の種類、真ん中の列に管理期間、右側の列に本県へのTAC配分量を記載してございます。今回御報告する2つの規則は、これらのTAC魚種の管理を効率よく適正に実施するために制定したものでございます。

1ページにお戻り願います。1ページの2番目、規則の概要でございます。(1)の漁獲量等の報告に関する規則の方ですが、こちらにつきましては、漁業者に対して改正漁業法の規定に基づいて漁獲量の報告を求めるに当たりまして、漁業者の負担軽減を図るために、紙ベースの報告に代えまして魚市場に既に整備されているTACシステムの水揚情報を活用しまして、報告が電子データとして自動的に報告されるよう、体制を整備するものでございます。

ちなみにTACシステムの概要につきましては破線の四角枠に囲いましたとおり、本県では県内全ての魚市場を、水産技術センター、県庁はネットワークによりまして水揚データを即日収集して、共有できるシステムを既に整備してございまして、このシステムを活用することで、漁業者の漁獲報告に関する手間といいますか負担軽減を図るとするものでございます。

続きまして、(2)の採捕の停止等に関する規則についてでございます。こちらにつきましては、想定以上の漁獲が発生した場合に、TACを超えた漁獲があった又は超える恐れが著しく高いなどの場合に、知事が採捕停止命令を出してTACの魚種の採捕を制限できるようにするものでございます。

ただ、この知事の採捕停止命令というものにつきましては、破線の四角囲いの中で整理しましたとおり、仮に命令が発出された場合には、漁業経営に甚大な影響を及ぼすこととなります。そのことから、TACの不足が心配される場合には、採捕停止命令の発出に至らないよう、緊急的なTAC枠の増枠に向けて、国の留保枠ですとか、あるいは他県からの融通ということで、TAC枠の更なる確保を検討して調整するという事を考えてございます。

ここで、2ページの参考2を御覧ください。こちらにポンチ絵でございまして、採捕停止命令の発出までの流れと、先ほど説明しました命令回避のための対応策をイメージで整理してございます。まず、図の上半分でございまして、TACの管理と書かれた枠の中に、採捕停止命令までの流れを整理してございます。国からTACの配分を受けて、

これが枠の90パーセントを超えた段階で、県は勧告を行いまして、TAC魚種の採捕抑制を呼びかけることとなります。勧告してもなおTAC魚種の水揚げに歯止めがかからない場合には、採捕停止命令を発出することとなりますが、そうすれば漁業経営に大きく影響してしまうこととなります。よって表の下半分にありますとおり、採捕停止命令回避のための措置として、TACの消化が進んで勧告に至る前に、緊急的にTAC枠を確保するため、国の留保枠の追加配分、あるいは他県からの融通という形で調整を行いまして、採捕停止命令の発出による漁業経営の影響を回避しようとするものでございます。

1ページにまた戻っていただきまして、これまでの規則制定までの経過を御説明いたします。3番目の経過でございます。まず令和3年8月から9月にかけて、TAC魚種を漁獲している主な漁業関係団体の長に事前説明を行ってございます。続きまして、令和3年11月から12月にかけては、沿岸4地区の4会場において漁業者等を対象とする説明会を開催してございます。併せて、漁協等にチラシを配布しまして、関係する漁業者に事前周知を依頼したところでございます。

続きまして庁内手続きを経まして、令和3年12月28日付けで規則を公布しまして、令和4年1月1日付けで施行となっているところでございます。

参考までに、施行した規則の本文を3ページ、4ページに添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。また、5ページ目には、漁業法の関係条項の抜粋を添付してございます。

以上で、2つの規則についての報告を終わります。

**大井会長**

報告事項の方の説明が終わりました。委員の皆様方には、御質問、御意見ございましたら、御発言いただきたいと思えます。

**大井会長**

ございませんか。

(「はい」の声)

**大井会長**

はい、御質問等なければ、次に「その他」に移ります。

---

報告事項終了

---

**大井会長**

委員の皆様から、委員会で共有したい情報などはございませんでしょうか。あれば、御発言をいただきたいと思えます。

**大井会長**

ございませんか。

**大井会長**

なければ、それでは県から情報提供はございませんか。

**阿部漁業調整課長**

ございません。

**大井会長**

はい、事務局から何かございますか。

**前川事務局長**

それでは、事務局から次回の委員会開催時期について、御連絡いたします。

次回、第431回の海区委員会につきましては、急な案件がない限り、新しい年度に入ってから5月の開催を予定しております。時期が参りましたら、文書にて御案内させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

事務局からは、以上でございます。

**大井会長**

はい、それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会といたします。皆様方には、大変御苦勞様でございました。ありがとうございました。

---

終了（午後2時30分）

---